

# 判決要約

No.339

番号	概要	キーワード
1	事件番号(裁判所)	3 出願番号
2	判決言渡日(判決)	4 要約

339-1	被告商品の形態は原告商品の形態と実質的に同一ではないので、被告の販売行為は不正競争行為に該当しないとされ、原告の請求が棄却された。	不正競争行為、形態の模倣、形態の実質的同一性
-------	---	------------------------

1. 平 18 (ワ) 1806 号 (大地 26 民)
2. 平 19. 4. 26 (棄却)
3. なし

4. (1) **事件の概要**：電解水生成器を販売していた原告が、被告の製造・販売する電解水生成器は原告の販売する電解水生成器の形態を模倣したもので、その行為は不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の不正競争行為に該当するなどとして、被告に対し、損害の賠償金などの支払を求めた。

(2) **裁判所の判断**：不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の趣旨は、他人が資金・労力を投下して開発・商品化した商品の形態につき、他に選択肢があるにも関わらずことさらにこれを模倣して自らの商品として市場に置くことは、先行者の築いた開発成果にただ乗りする行為であって、競争上不正な行為と評価することができる。また、このような行為により模倣者が開発・商品化のための資金・労力をかけずに先行者と市場において競合することを許容するならば、新商品の開発に対する社会的意欲を減殺することになる。このような観点から、先行者の開発利益を模倣者から保護することとしたものと解される。

同種の商品の形態と原告商品を対比すると、原告商品の形態中、電解水生成器のうち重曹電解洗浄液生成機能と強酸性水・強アルカリ水生成機能を備えたものとして、従来の製品

と異なるのは、ポット型を採用した点にあると認められる。しかし、電解水生成器においてポット型を採用することは、既にアルカリポットにおいて行われていたから、ポット型であること自体は同種商品が通常有する形態であって、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号による保護の対象とはならない。

同種商品が通常有する形態を除いた原告商品と被告商品の共通点は、その形態について他の選択肢がないとはいえないにせよ、しばしば見られる一般的な形態で、普通に想定される形態の選択肢の中の一つにすぎないというべきもの、細部にわたる小さいもの、目立たないものが多いことを考慮すると、これら共通点が、両商品の相違点を圧倒して無視できるほどのものとまでいうことはできないから、原告商品と被告商品が実質的に同一であるとはできない。換言すれば、被告商品も、通常有する形態や一般的で普通に想定される形態の選択肢の中の一つにすぎない形態以外の点では、相当程度に原告商品とは異なる選択をしており、開発・商品化に当たりそれなりに資金・労力を投下したものと認められるから、これを原告商品のデッドコピー(実質的に同一のもの)とすることはできないのである。

(不競 2 条 1 項 3 号) 重要度★☆☆  
(渡辺 弘司)

339-2	ゴーグルについての特許権侵害が認容され、被告販売数量の 1% について 102 条 1 項に基づく請求が認容され、残りの 99% についての 102 条 3 項に基づく請求が棄却された	権利侵害 損害賠償 譲渡数量 販売することができないとする事情 実施料相当額 意匠の類似
-------	--	--

1. 平成 17 (ワ) 12207 号 (大阪地裁第 21 民事部)
2. 平成 19 年 4 月 19 日 (一部認容)
3. 特許番号：3615530 号  
意匠権の登録番号：988008 号

4. 1. **事件の概要**

原告は、発明の名称を「ゴーグル」とする特許権及び意匠に係る物品を「水中眼鏡」とする意匠権を有する。原告は、被告がゴーグルを販売する行為が上記特許権の請求項 1, 2, 4 及び 5 並びに意匠権を侵害するとして、差止及び損害賠償請求を行った。

請求項 1, 2 及び 4 に基づく請求は、進歩性がないことを理由に認められなかった。意匠権に基づく請求は、非類似を理由に認められなかった。一方、請求項 5 に基づく差止及び損害賠償請求は認容された。

裁判所は、102 条 1 項に基づいて損害額の算定を行った。しかし、販売することができないとする事情を理由に、被告の販売数量の 1% のみについて損害を認めた。原告は、残りの 99% について 102 条 3 項に基づく請求を行ったが棄却された。

2. **損害額の算定について**

(1) 特許法 102 条 1 項に基づく請求(主位的請求)について

ア～エ「被告製品の販売数量」、「侵害の行為がなければ販売することができた物」の該当性、「原告の実施能力」、「単位数量当たりの利益額」についてそれぞれ検討が行われ、被告の譲渡数量は、12 万 4249 個、原告製品 1 個当たりの利益額は、504 円であると認定された。

オ「特許法 102 条 1 項ただし書に該当する事情について」の検討が行われた。ここでは、「侵害品の価格」、「販売ル

ートの違い」、「競合品の存在」、「特許発明の寄与度」、「その他の事情」について検討され、「以上の事情を総合考慮すれば、被告製品の譲渡数量に相当する数量のうち、原告が販売することができなかったと認められる本件原告製品の数量を控除した数量は、上記譲渡数量の 1% と認めるのが相当である。」と認定された。

(2) 特許法 102 条 3 項に基づく請求について

原告は、被告の譲渡数量の 99% について、102 条 3 項に基づいて実施料相当額の損害賠償請求を行ったが、以下の通り、棄却された。「特許法 102 条 1 項は、特許権者が被った販売減少等による逸失利益相当の損害の額に関する特則であり、逸失利益相当の損害額を算定するという民法 709 条の原則を超えた保護を特許権者に付与するための特則ではないと解すべきである。そして、特許法 102 条 1 項は、侵害品が販売されなかったとすれば特許権者が得ることができた販売機会に応じて逸失利益を算定することを認めた規定であり、そのただし書において、侵害行為と損害との因果関係を否定すべき事情を考慮することとしているものである。これに対し、同条 3 項は、当該特許発明の実施に対し受けるべき実施料相当額を損害とするものであるところ、同条 1 項ただし書に基づいて損害と相当因果関係がないと認められた侵害品の販売数量に基づいて実施料相当額を損害として算定したのでは、権利者が被った逸失利益相当の損害を超える額の損害の賠償を認めることとなるから相当ではない。よって、原告の特許法 102 条 3 項に基づく請求は理由がない。」

(特 102 条 1 項 特 102 条 3 項) 重要度★★★★  
(伊藤 寛之)

339-3	刊行物と周知技術の組合せにより進歩性無しとした無効審決に対して、かかる組合せは当業者でも容易想到ではないと判断された	進歩性、周知技術、阻害要因
<p>1. 平成 18 年（行ケ）10484 号（知財高裁）</p> <p>2. 平 19・4・26（認容）</p> <p>3. 特許第 3245490 号，無効 2005-80250 号，訂正 2006-39022 号，審決取消訴訟（平成 18 年（行ケ）第 10032 号）</p> <p>4. (1) 手続きの経緯：原告の有する「吊戸のガイド装置」発明に係る特許（特許第 3245490 号，本件特許）に対して，被告が無効審判請求をしたところ，刊行物 1，2 及び周知技術に基づき当業者が容易に発明できたとして，本件特許は進歩性欠如により無効審決された。</p> <p>原告は，審決取消訴訟（平成 18 年（行ケ）第 10032 号）を提起するとともに，訂正審判（訂正 2006-39022 号）を請求したところ，特許庁は，特許法 181 条 2 項に基づき，事件を審判官に差し戻すため上記審決の取消決定をした。</p> <p>その後の審判手続の中で原告は訂正請求をしたが，特許庁は，「訂正を認める。本件特許を無効とする。」旨の審決をし，これに対して，原告が提起したのが本件審決取消訴訟である。</p> <p>(2) 本件発明の概要：本件特許に係る吊戸のガイド装置は，ガイドピンが床面に磁力にて突出引退自在に設けられた構成を有するものであって，ランナーに吊り下げ状態で走行自在な吊戸のガイド装置におけるガイドピンを，吊戸本体下部の走行溝に挿入させる構造に関し，従来は，磁力によってガイドピンの挿入状態を維持していたものを，ガイドピンの上端部外周面に係止溝を形成し，走行溝の長さ方向の中間部分における吊戸本体側に，係止溝にスライド自在に係入及び離脱する一对の係止ガイド片を対向させて設け，係止ガイド片間の間隔を係止溝を形成する首部分よりも大きく係止溝の上下の大径部分よりも小にして，ガイドピンの係止溝が一对の係止ガイド片間に係入することにより，ガイドピンの大径</p>		<p>部が係止ガイド片に当接することにより機械的に保持され，走行溝から下降しないようにした点に特徴がある。</p> <p>(3) 判断事項：本件発明に対し，引用発明 2（刊行物 2 記載発明）は，規制ピンは敷居に植設固定されており，突出引退自在に設けられたものではないから，「走行中や停止中において，吊戸本体の揺れや振動などにてガイドピンが磁着体から外れ，ガイドピンがその自重で容易に床面下に下降する」という本件発明の従来技術にいう課題を解決する手段として突出引退自在に設けられたガイドピンを係止ガイド片によって機械的に保持する技術を開示するものではない。しかも，引用発明 2 の遊転ローラは，フランジと当接する構造であってはならず，フランジと遊転ローラとの間の高さ方向において，一定の間隔を設けることを前提とする技術であるから，本件発明のガイドピンの大径部が係止ガイド片に当接することにより機械的に保持する構造とは，その技術的意義が異なる。</p> <p>したがって，引用発明 1（刊行物 1 記載発明）の，ガイドピンが突出引退自在である構成を前提としたまま，引用発明 2 の「フランジを有したコの字型案内溝にビスの遊転ローラを案内させる構成」を適用することはできない。</p> <p>そうであれば，引用発明 1 におけるガイドピンの走行溝への挿入構造に代えて，引用発明 2 に示された規制ピンのコの字型案内溝への挿入構造を用いるように変更することについて，当業者が容易想到と解することはできないから，首部分よりも上下の部分が大径である形態を有したピンが周知であるとしても，本件発明の構成を容易想到ということはできない。</p> <p>(特許法第 29 条 2 項) 重要度★★☆ (永井 豊)</p>

お詫び

パテント 8 月号の目次において，鈴木 健治氏の名前の漢字が間違っておりました。お詫びして，訂正いたします。

(誤) 鈴木 健司 → (正) 鈴木 健治

パテント編集委員会

From Editors

編集後記

今月号から，本年度の委員会の担当となります。

もう委員を務めることはないだろうと思っていたパテント編集委員に，4 年ぶりに復帰しました。仕事をしつつ，大学にも通っていた 4 年前を思い返しながらの原稿査読でした。たかだか 4 年ですが，随分と多くのことが変わったような気がします。4 年間毎年続いた法改正もその一つ。今回の特集を良い機会として，近年の法改正事項を洗い直してみようと思います。

(T. Y)

9 月号が発行される時期には，今年の夏は暑かったですね～，と言っているでしょうか？掲載原稿の査読を行っている今は，酷暑！酷暑！，日本最高気温更新中です。その中で読者の皆様よりも先に，改正法の留意点の原稿を読んでいます。これはた

めになりますよ！！

(Y. K)

全くの私事ですが，先月号（8 月号）に引き続いてのパテント編集担当となった。季節は夏。原稿を執筆いただく先生方も夏休みを取られるということで 9 月号の原稿チェック作業が前倒しで行われる。8 月号の原稿と 9 月号の原稿が矢継ぎ早に送られてくる。いずれの原稿も大変興味のあるものであったが，なかなか精読するには至らず，体裁を中心としたチェックになってしまった。9 月号では，実務上重要な法改正についても掲載されている。時間を見つけてしっかりと目を通したい。

(Y. T)

今月は特許法の法改正を特集しました。なかでも発明の単一性については，複雑かつ重要なポイントでしたが，執筆者の方には平易に解説していただき，心から感謝申し上げます。今回の特集を，読者の皆様にご活用いただけましたら幸いです。

(TK)

次号予告 【2007 年 10 月号】

特集「特許明細書作成実務」

弁理士法改正に伴い弁理士の業務が拡大されつつあり，周辺業務に対する関心が高まりつつある昨今ですが，10 月号では敢えて弁理士の本来業務に立ち帰り，特許明細書の作成実務について特集する予定です。本特集は，会員の皆様にとって弁理士の本来業務について見つめ直す良い機会になるものと考えております。どうぞご期待下さい。